神戸ルミナリエ東遊園地会場 出店者募集要項

イタリアテーマゾーン

2014.09.10

神戸ルミナリエ組織委員会

「神戸ルミナリエ」は、阪神・淡路大震災犠牲者への慰霊と鎮魂の意を込めるとともに、都市の復興・再生への夢と希望を託して、大震災の起こった平成 7 年 12 月に初めて開催しました。以来、震災の記録を後世に語り継ぐとともに神戸の希望を象徴する行事として多くの皆様に支えられ、神戸の冬の風物詩として定着し、昨年は約 354 万人もの来場者が訪れました。第 20 回目となる本年の行事につきまして、東遊園地会場内飲食エリアに神戸ルミナリエ作品の故郷であるイタリアをテーマにしたフードゾーンを設け、神戸ルミナリエ会場ならではの新たな雰囲気づくりを行おうと考えています。つきましては、本ゾーンで来場者への飲食の提供を行う事業者を募集します。

１．神戸ルミナリエ開催概要

■名　　称　　第 20 回 神戸ルミナリエ

■開催日程　　平成 26 年 12 月４日（木）～15 日（月） 12 日間

■点灯時間　　今後、神戸ルミナリエ組織委員会において決定

（昨年参考）　月～木曜　18 時頃～21 時

金曜　　18 時頃～22 時

土曜　　17 時頃～22 時

日曜　　17 時頃～21 時 30 分

■会　　場　　旧外国人居留地および東遊園地

■主　　催　　神戸ルミナリエ組織委員会

（主催団体）

兵庫県・神戸市・神戸商工会議所ほか

■出店管理　　神戸ルミナリエ出店事務局　TEL078-222-3635

（出店事務局の電話対応は、月曜～金曜　午前 10 時から午後５時までです。）

２．東遊園地会場イタリアテーマゾーン出店概要

■出店期間　平成 26 年 12 月４日（木）～15 日（月） 12 日間
※ただし、荒天等による中止の場合は営業不可

■営業時間　点灯時間の２時間前から消灯後 30 分以内の範囲
※詳細時間は点灯時間決定後

■出店場所　東遊園地会場内の指定する場所　（噴水広場前）
※【図面】別添 2、３参照

■店 舗 数　４ブロック・計 14 小間

■出 店 料　１ブロック 120 万円以上（税込）で提案してください。
※ 全て又は複数のブロックに出店することも可能です。
※ イタリアをテーマとした装飾提案可。

■申込資格　⑴法人であること
⑵神戸ルミナリエ及びイタリアテーマゾーン実施の趣旨を理解し出店期間を通じて飲食の提供を行うことができること
⑶公租公課を完納していること
⑷自ら運営する資力、信用、技術的能力を有すること
⑸募集要項に対応できること

■申込受付期間　平成 26 年９月 11 日（木）～９月 30 日（火）必着
※郵送のみの受付とします。

■審査基準　賃料及び応募者の概要、イタリアテーマゾーン実施の趣旨に沿った企画内容（基本方針、メニュー内容、運営体制、接客方針、店舗配置・イメージ等）の各項目に点数を定め、選考します。

■申込結果　一次審査（書類選考）が終わり次第、順次書面及び電話にて通知します。
二次審査（面接）は平成 26 年 10 月８日（水）を予定しています。
事業者決定後、神戸ルミナリエ組織委員会のホームページ等で公表します。

３．申込から出店の流れ

■申込・書類提出期間（郵送のみ）

平成 26 年９月 11 日（木）～９月 30 日（火）必着

↓

■現地見学会（出店場所の案内）

平成 26 年９月 17 日（水）13:30～14:00

↓

■一次審査（書類選考）

平成 26 年 10 月３日（金）

↓

■二次審査（面接）

平成 26 年 10 月８日（水）

↓

■事業者決定、結果発表

平成 26 年 10 月９日（木）

↓

■イタリアテーマゾーン出店者説明会

平成 26 年 10 月 15 日（水）

↓

■出店料のお支払い、書類の提出

平成 26 年 10 月 16 日（木）～平成 26 年 10 月 22 日（水）

↓

■設営

平成 26 年 11 月下旬～平成 26 年 12 月３日（水）

↓

■出店

平成 26 年 12 月４日（木）～平成 26 年 12 月 15 日（月）

４．申込方法

１）募集要項の確認

「6．募集要項」を熟読し、理解のうえ申込してください。

２）応募時の提出書類

次の書類を提出していただきます。各６部（原本１部、複写５部）。なお応募に際して必要となる費用は全て申請者の負担とします。提案書類は理由の如何を問わず返却しません。

＜所定様式書類＞

□イタリアテーマゾーン出店申込書（様式 1、2-1～2-3）

※別添様式集参照

□出店申込書に応じた平面図、店舗イメージ図等

※必要により上記以外の書類を求められることがあります。

※申込書はＡ4 タテ、図面等はＡ3 サイズを折込、計 15 ページまでとする。

＜別途添付書類＞

□会社概要（会社案内、店舗パンフレット他、会社の沿革、事業内容、主要株主、役員の状況等会社の状況がわかるもの）

□法人登記簿謄本、印鑑証明書（6 か月以内以内に発行されたもの）

□財務諸表等（直近３か年分）

□法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の各納税証明（直近１か年分：法人税、消費税は未納がないことの証明のみで構いません）

※鉛筆書きは不可とします。PC 上での入力か消えない黒色ボールペンでご記入ください。

３）応募申込

申込期間：平成 26 年９月 11 日（木）～9 月 30 日（火）必着

以下の住所に書類を郵送してください。

郵便番号 650-0046　神戸市中央区港島中町 6-9-1 神戸国際交流会館６階

（一財）神戸国際観光コンベンション協会内

神戸ルミナリエ組織委員会事務局

書類選考の後、出店事務局より結果を通知し、面接（10 月８日（水）予定）の時間・場所を指定します。

5. 申込にあたっての注意事項

1）全て又は複数のブロックに出店したい場合

ブロック毎に申込書を提出する必要はありません。別添様式（2-1）に希望ブロックをチェックしていただき、出店料は希望ブロック全ての合計額を記入してください。

なお、出店者多数の場合は、出店事務局より調整させていただく場合がございます。

2）保健所への事前確認

食品の調理、販売には神戸市保健所の許可が必要となります。また、取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理されたものに限ります。（野菜、果物、肉、魚も加熱せずに調理加工し提供することはできません。）ただし、一部例外もありますので、提供品目につきましては、事前に最寄りの神戸市保健所衛生監視事務所に問い合わせて下さい（※許可申請は出店決定後に行ってください）。

〇東部衛生監視事務所　神戸市中央区雲井通 5-1-1
中央区役所 8 階　TEL:078-232-4651

〇西部衛生監視事務所　神戸市長田区北町 3-4-3
長田区役所 5 階　TEL:078-579-2660

〇北衛生監視事務所　神戸市北区鈴蘭台西町 1-25-1
垂水区役所 2 階　TEL:078-708-2660

〇西衛生監視事務所　神戸市西区玉津小山字川端 180-3
西区役所 3 階　TEL:078-929-0550

3）質問受付

出店に関する質問は、平成 26 年 9 月 11 日（木）～平成 26 年 9 月 25 日（木）まで、E メールのみ受け付けます。

問い合わせ先：　toiawase@koberumi.com

審査方法など選考に関する質問はお答えいたしません。回答はルミナリエホームページ内にて順次公開します。

ホームページ URL:　http://www.kobe-luminarie.jp/

4）現地見学会のご案内

出店場所を確認していただくため、現地にて出店事務局スタッフがご案内いたします。

■説明日時：平成 26 年 9 月 17 日（水）13:30～14:00
■集合場所：東遊園地内慰霊と復興のモニュメント前
■出席予約：特に必要ありませんが、13:30 には案内を開始します。
時間厳守でお願いします（改めての説明はいたしません）
■注意事項：募集要項や選考に関する内容についてはお答えできません。

5）二次審査（面接）

一次審査（書類選考）で審査基準に達した申込者には、事務局から結果通知の際に指定された場所で、以下の要領にて面接を受けてください。

※申込会場への入室は３名までとします。

※出店申込書に記載した代表者または担当者は必ず出席してください。

※面接会場では出店事務局スタッフの指示に従ってください。従わない場合は失格とします。

※駐車場はございません。来場に要する費用は一切負担いたしません。

6）イタリアテーマゾーン出店者説明会

出店規約・出店マニュアルの説明などを行います。

平成 26 年 10 月 15 日（水）を予定しています。会場、時間は結果通知時に指定します。

※出店申込書に記載した代表者または担当者は必ず出席してください。

7）出店料のお支払い

出店決定後、出店料を以下の口座に振り込んでください。

※振込用紙は必ず保管ください。

※振込手数料はご負担ください。

振込先：三井住友銀行　神戸公務部　普通預金　３０５１５８１

神戸ルミナリエ組織委員会事務局

※出店料のお振り込みが指定期日までにない場合は出店不可となります。この場合出店の権利は次点者に移ります。

※出店料のお支払い後の辞退及び出店料の返金はできません。

8）保健所申請

出店にあたり必要な申請を行ってください。なお、出店許可に時間がかかる場合がございます。出店確定後、早めに申請してください。

指定期日までに許可証の写しを提出いただきます。

9）その他申請

その他出店にあたり、必要な申請は各自で行ってください。

10）設営

設営開始の日時は、出店事務局から指定します。店舗独自の装飾等で時間を要する場合は、協議のうえ決定します。

6. 出店募集要項

■基本事項

神戸ルミナリエを支える一員として、全ての来場者にご満足いただけるよう、安全衛生及びサービス・モラルなど、徹底いただくよう心掛けてください。

出店条件や規約などを逸脱するような行為が見受けられる店舗については、出店事務局より指導する場合があります。なお、従わない店舗には、期間中であっても即時退店・閉店いただく場合もあります。

その際、いかなる場合においても振り込まれたお金の返金は行いません。また、翌年度以降の出店及び営業補助者としての登録を認めない場合があります。あらかじめご了承ください。

■出店商品・販売に関して

① 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店でないこと。（特に、商標登録など知的財産に関する違反行為はご注意ください）
② 出店商品は会場で調理する食べ物及びそれに付随する飲み物に限る。
③ 出店者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定とすること。
④ 出店事務局の判断により、出店商品の変更を指示する場合がある。
⑤ 登録品目以外の出店商品・販売は原則として認めない。変更、追加がある場合、相談すること。
⑥ 産地偽称や来場者が誤解を招くような商品 PR は行わないこと。
⑦ 未成年にアルコールの販売を行わないこと。
⑧ 近隣店舗、及び、来場者に危険や混雑を及ぼす可能性があるもの、及び、不快を与える商品・販売方法については主催者で規制することがある。これは承認された商品も含む。
⑨ 神戸ルミナリエ協賛企業の関係で一部商品を販売禁止とする場合がある。
⑩ 調理に炭を使用する場合は煙の出にくいものを使用すること。また、炭の使用に限らず、煙により、近隣及び来場者から苦情等あった場合は使用を中止していただく場合がある。

■応募申込に関して

① 取扱食品や作業内容等に関して事前に保健所に問い合わせし確認すること。
② 出店申込に必要な書類は、すべて主催者が指定する期日までに提出すること。なお、提出後、内容の変更はできない。
③ 神戸ルミナリエ会期中、全日営業すること。

■店舗責任者・営業補助者に関して

① 店舗には常時、店舗責任者を配置すること。不在が続く場合は出店許可を停止する場合がある。また、店舗責任者に体調不良やその他の理由等で欠席が続く場合は代理の者を立てておくこと。
② 店舗責任者は、主催者、公園事務所、保健所、警察、消防などより指導があった場合に対応でき、営業補助者等の店舗関係者に適切な指示ができる者に限る。
③ 店舗責任者・営業補助者（アルバイト等）の採用及び業務への従事にあたっては、労働基準法等を順守すること。

■保健所等への申請

① 保健所の指導により取扱食品や作業内容に制限があるため、必ず事前に神戸市保健所衛生監視事務所に問い合わせること。
② 出店者は、食品衛生法等の関連法令を遵守し、出店決定後に神戸市保健所衛生監視事務所へ営業許可申請を行い、営業許可を得ること。
③ 保健所の許可が出ない場合は、出店を取り止めること。この場合、振り込まれたお金は一切、返金しない。また出店に関する損害は補償しない。
④ その他出店内容に必要な申請は各出店者で行うこと。
⑤ 許可証の写しは出店事務局が指定する日までに必ず、提出すること。

■会場利用に関して

① 東遊園地会場への物品搬入・搬出は出店事務局の指示に従うこと。
　※会期中、会場周辺で交通規制が行われます。
　※出店事務局で駐車場は準備いたしません。
② 物品搬入・搬出に関して、出店事務局が発行する進入許可証を所持した車両のみ、東遊園地会場への進入を認める。
③ 東遊園地会場への車両の進入は、2t 車を上限とする。
④ 車両の進入速度は必ず 10Km/h 以下に控えること。また、急旋回、急発進、急停止は行わないこと。
⑤ 物品の搬入・搬出時に生じた接触事故等に関して、主催者及び出店事務局は一切の責任を負わない。また、その損害は出店者が全額賠償すること。
⑥ 水道は公園内上水道を使用するため、出店事務局が管理する時間帯のみ使用可能とする。なお、下水道に関しては、油、固形物の排水は不可とする。
⑦ 給水場を設ける。ただし、長時間の使用は控えること。

■出店者の責任・補償に関して

① 購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
② 出店者は、食品の取り扱いについては、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意すること。衛生管理、保健などについては出店者の責任において対応すること。
③ 万一、事故等が発生した場合、速やかに出店事務局に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
④ 主催者、公園事務所、保健所、警察、消防などより指導があった場合は、それに従うこと。
⑤ 出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うこと。
⑥ 出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者及び出店事務局はその損害を補償しない。
⑦ 大量の廃水が予想される店舗は、排水場所を制限したり、別途、排水にかかる費用の負担を求める場合がある。出店者で責任を負うこと。
⑧ 出店者は、事務局が指定する損害賠償保険に必ず加入すること。

■衛生・原状回復に関して

① 出店者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指導に従うこと。
② 出店により発生したゴミは、出店事務局が指定する会場内の大型バッカンに廃棄すること。
③ 公園内の植栽・排水溝にゴミ・油・残飯等の廃棄をしないこと。
④ 出店者は、会場施設を汚さぬよう十分に注意し、出店テント周辺に油・飲料の床汚れが生じないよう、処置すること。また販売商品は必ず器等に入れて販売すること。お客様の飲食時に会場施設が汚れないような販売方法とすること。
⑤ 毎日営業終了後、会場・共有スペースの清掃について協力すること。
⑥ 神戸ルミナリエ終了後は、出店スペースの原状回復を行うこと。飲食物等により出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃をすること。
⑦ 出店に必要な機材、造作等全て出店者負担とし、神戸ルミナリエ終了後、原状回復すること。

■禁止事項

① 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止とする。
② 拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止とする。
③ ポン菓子等、調理の際に爆発音の発する食品の提供は近隣の迷惑となるので禁止とする。

④ 店舗装飾などに関しては、必ず、出店事務局の許可をとった範囲で行うこと。
⑤ 広告・宣伝・料金等の表示や看板の掲出等は出店事務局が指定した範囲内で行うこと。
⑥ 主催者が準備するテント等の造作物を撤去して営業することは禁止とする。
⑦ 指定場所以外での喫煙は禁止とする。
⑧ 主催者が使用できるスペースは出店事務局が認める範囲とし、植栽スペースを利用することは禁止する。
⑨ 神戸ルミナリエ協賛企業の関係で、一部商品を販売禁止とする場合がある。
⑩ 照明等の電気は出店事務局が一括して供給するため、発電機の設置は認めない。
⑪ 当選した出店権利を第三者に貸付、転売することはできない。

■出店料及び営業補償の考え方

① 主催者の都合により、神戸ルミナリエの点灯を中止する場合は、日割り計算により出店料を返金する。ただし、出店に関する損害は補償しない。
② 主催者の都合により、点灯時間を短縮した場合、出店料は返金しない。また出店に関する損害も補償しない。
③ 主催者の責めに帰さない事由により、神戸ルミナリエの点灯を中止または点灯時間の短縮をした場合（荒天・周辺での火災発生・開催を妨害する行為など）、出店料は返金しない。また出店に関する損害も補償しない。ただし、地震等の災害の発生により、神戸ルミナリエの開催そのものを中止する場合は、原状回復経費等の必要経費を控除した後、日割り計算により出店料を返金する。
④ 会場レイアウトの変更や雨天による来場者の減少など、いかなる理由であっても主催者及び出店事務局は営業に関する補償は一切行わない。また営業物品その他の買取なども一切行わない。
⑤ 禁止事項をはじめ募集要項に反する行為や出店事務局の指導に従わない場合は、即時退店・閉店とするが、出店料は返金しない。また出店に関する損害も補償しない。

■製造物責任及び賠償保険の取り扱いに関して

① 出店により生じた第三者への損失補償に備え、出店事務局が用意した保険に加入すること。
② 保険加入に関する事務は出店事務局が行い、保険料は出店料に含まれるものとする。
③ 保険事故が発生した場合は、現場の安全を確保のうえ、速やかに出店事務局に報告し、出店事務局の指示に従うこと。

■暴力団排除に関して

① 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守すること。

② 自己又は自社の役員・関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団」という。）
- 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
- 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- 暴力団員がその経緯に実質的に関与している者
- 自己、自社又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 暴力団員と同一生計の者

③ 出店事務局以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに出店事務局並びに警察に届け出ること。

④ 暴力団排除活動のため、出店者、店舗責任者並びに営業補助者の本人確認書類等が関係機関に提出されることに同意すること。

⑤ 上記④本人確認書類については、原則として運転免許証及び顔写真付き住民基本台帳カードに限られること。

■ガスコンロ等の火気器具の使用に関して

① ガスコンロ等を使用する場合は、万一のことを考え消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱い方法を習熟しておくこと。

② ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検すること。

③ プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。

④ カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、２台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性がある。使用にあたっては取扱説明書を確認して適正な取り扱いをすること。

⑤ テント内にて使用する器機は、防火防炎材を使用すること。

■石油ストーブの設置に関して

① 石油ストーブの設置に起因する事故が発生した場合は、出店者が全ての責任を負うこと。
② 給油をする際は必ず火を消し、消火を確認してから行うこと。
③ スプレー缶などをストーブの上や傍には置かないこと。
④ 燃えやすい物の近くでストーブ等を使用しないこと。
⑤ 営業終了時には、消火を十分に確認した上でテントを退去すること。
⑥ 営業時間中の給油は行わないこと。
⑦ 予備石油タンクの保管は、1 テント内 1 個に限る。

■基本小間仕様

テントサイズ　1.5ｋ×2ｋ（D2700×W3600）…11 小間（イ②～④）
　　1ｋ×1.5ｋ（D1800×W2700）…3 小間（イ①）

※公共の公園使用のため、場所によって仕様が変更される場合がある。

■基礎小間セット内容

1テントあたりのセット内容となります。

	内容	数量	仕様
①	スポットライト	3 灯	150w（電球色）
②	テント内電灯	1 灯	40w（昼光色）
③	店舗サイン（10 文字1行まで）	1 枚	テント上 H300×W3600
④	消火器	1 個	
⑤	手洗い用タンク	1 個	10 リットル
⑥	アルコール消毒液	1 個	
⑦	店舗確認書	1 枚	
⑧	テント幕	1 式	3 面

※以上、①～⑧が出店料に含まれる。
※基本小間セットはレンタル品につき持ち帰ることはできない。
※出店事務局による休憩エリアはない。
※電源容量オーバーによる停電等、いかなる場合においても営業補償は行わない。
※油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボールなどによる養生を必ず行うこと。
※施錠・備品及び商品の保全は出店者が行う（施錠品は出店者で用意）。盗難、紛失など、事務局では、一切の責任は負わない。
※上水については、出店事務局指定時間帯のみ開放を行う（全店舗共用）。
※下水については、油、固形物の排水は不可。
※イ②、イ③、イ④ブロックに関しては、テント仕様の変更など、協議可。

※移動等の目的でテント間のテント幕を開けることはできる。ただし、主催者並びに保健所の指導があればテント幕を閉じることができるようにしておくこと。
※テント幕の開閉に関しては【図面】別添１参照。

■追加電源に関して

① 電源コンセントは容量、使用方法を協議の上、追加費用負担にて設置可能。
② 24 時間の通電はしない。
③ 延長コードなどによる店舗間の電気の貸し借りは禁止とする。違反を発見次第、即時営業停止の処分を行い、来年度の出店を受け付けない。

■雨天時対策としてのテントへの庇設置に関して

① 出店者の責で設置すること。
② テントから 50 ㎝以内の庇とすること。
③ 安全面に十分に留意し、強固に取り付けを行うこと。
④ 色は白色とすること（ただし、店舗独自の装飾等を行う場合は協議）。
⑤ 取り付けにあたっては、穴をあけるなどテントを破損させないこと。破損が認められる場合は弁償すること。
⑥ 暴風雨など、危険があると思われるときや、出店事務局から指示があった場合、直ちに取り外すこと。
⑦ 万一、庇の設置が原因となる事故が発生した場合、出店者が全責任を負うこと。

■独自装飾に関して

① 出店者の責で設置すること。
② ルミナリエ会場全体のイメージを損なわないこと
③ カラーや点滅球など、特殊照明は禁止する
④ 照明を設置する場合は、追加電源を申し込みの上、その容量内で行うこと。
⑤ 独自装飾、テント仕様の変更を行う場合は、原則として出店ブロックの範囲内で行うこと。
⑥ 出店ブロックの外に看板、イス、テーブルなどの備品は設置できない。